

報告第1号

平成25年度学校教育指導の重点について

1 作成の目的

本県学校教育の指導の向上を図るため、市町教育委員会や学校に対し、本県の児童生徒の現状や課題を踏まえた当該年度の指導の重点事項を示すことにより、教育課程の編成や指導の工夫・改善を進める。

2 平成25年度版の作成に当たって

「第Ⅰ章 石川の教育振興基本計画」

毎年度、継続して提示する。

「第Ⅱ章 校種別の指導の重点」

各校種別の指導の重要事項を、新学習指導要領等を踏まえて提示するとともに、【本年度の重点】を示すことで、当該年度における各学校の取組の一層の明確化を図ることとする。

「第Ⅲ章 多様な教育の指導の重点」

第Ⅱ章と同じ考え方で、「国際理解教育」や「科学教育」など多様な教育の指導の重点について提示する。

1 幼稚園教育指導の重点

小学校との接続や連携を基本とする幼稚園教育要領の趣旨や内容を十分に踏まえた教育を推進する。

【幼稚園教育要領の基本的な考え方】

- (1) 幼稚園から小学校への円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、幼稚園と小学校の連携を推進すること
- (2) 幼稚園と家庭における生活の連続性を踏まえた教育を推進するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育への理解を深める活動を充実すること
- (3) 預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

1 幼児期の特性を踏まえた教育課程の編成・実施

幼稚園教育は、小・中学校及びその後の教育の基礎を培うものであることを十分に意識し、自我が芽生え、社会性や好奇心、探究心など様々な力の基礎が育まれる幼児期の特性を踏まえた適切な教育課程を編成し、幼児の健やかな成長を促す。

2 豊かな生活体験を通じた「生きる力」の基礎の育成

幼稚園における集団での生活や様々な体験を通して、基本的な生活習慣を身に付け、人と関わる力を養い、規範意識などの道徳性の芽生えを培う。

3 保育所・小学校等との連携の強化

保育所や小学校との相互理解に努め、幼稚園から小学校への円滑な接続を図り、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に努める。

4 子育ての支援の充実

子どもの健やかな育ちを実現するために、家庭や地域社会との連携を強化し、子育て相談、情報や交流の機会の提供等、子育ての支援を充実させる。

【本年度の重点】

- ① 幼児が人との関わりを深めるための体験を通して、規範意識などの道徳性の芽生えを育む。
- ② 幼児が、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちを培う。

2 小・中学校教育指導の重点

小学校と中学校の連携を図りながら、新学習指導要領及び「いしかわ学びの指針12か条」の趣旨や内容を十分に踏まえた教育を推進する。

【新学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」の育成を図ること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、確かな学力の育成を図ること
- (3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

指導目標を明確にするとともに、繰り返し学習や補充的な学習を取り入れた指導、効果的な習熟度別少人数指導など、個に応じたきめ細かな指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。

2 言語活動の充実を通じた活用力の育成

記録、要約、説明、論述などの言語活動や学び合い学習を充実し、筋道立てて考え表現する力や多様な観点から考察する力の育成に努めるとともに、読書活動を推進し、言語に関する能力、表現力等を培う。

3 主体的な学習態度の育成や学習意欲の向上

学ぶ喜びや達成感がもてる「わかる授業」を通して学習意欲を高めるとともに、探究的な学習を意図的・計画的に授業に取り入れ、自ら課題を見いだし、自ら考え解決しようとする態度の育成を図る。

4 道徳の時間を要とした道徳教育の充実

道徳の授業の充実や授業公開、ふるさと教材などの地域教材の開発・活用を進めるとともに、家庭・地域と一体となった道徳教育を実践する。

5 体育・健康に関する指導の充実

生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るため、体育の特性が身に付く授業の充実や、発達の段階に応じた体力の向上を目指すとともに、望ましい生活習慣を形成する。

6 科学教育や外国語教育の充実

観察・実験を充実して科学への興味・関心を高め、科学的な見方や考え方を育成することや、外国語教育においては、コミュニケーション能力の素地を培い、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランス良く育成することに努める。

【本年度の重点】

- ① 物事を多様な観点で考察する学習や自ら課題を見付け解決する学習を、意図的・計画的に授業に取り入れるなど、活用力の向上や課題発見力の育成を図る。
- ② 「いしかわ学校読書の日」の取組を充実させるなど、読書活動を一層活性化し、児童生徒の読書の量と質を高める。
- ③ 「いしかわ版道徳教材」などの児童生徒の心に響く教材を効果的に活用し、郷土を愛する心や生命尊重、規範意識などの道徳性の育成を図る。
- ④ 武道については、生徒の学習段階や個人差等を踏まえた段階的な指導を行うなど、安全の確保に十分留意する。

3 高等学校教育指導の重点

中学校との連携を図りながら、新学習指導要領の趣旨を生かした教育を推進する。

【新学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」の育成を図ること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- (3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

1 創意工夫ある教育課程の編成・実施

地域や学校、生徒の実態等に応じて、創意工夫ある教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開することにより、魅力ある学校づくりを推進する。

特に、グローバル化に対応できる人材の育成に向け、教育課程の在り方を工夫・改善する。

2 個に応じた多様な教育の推進

生徒一人一人の特性を多面的・総合的にとらえ、個別指導やグループ別指導、習熟度別少人数指導などの個に応じたきめ細かな指導を効果的に実施し、個性の伸長に努める。

3 知識・技能の習得とそれらを活用する力の育成

基礎・基本を確実に身に付け、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質・能力をもった人間を育成する。

授業においては、言語活動の充実を図り、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む。

4 人間としての在り方生き方教育の充実

道徳教育やキャリア教育の視点から、学校教育全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育を推進する。道徳教育については、各学校において全体計画を作成し、全教職員の共通理解のもと、指導にあたる。キャリア教育については、特にインターンシップを一層推進し、望ましい勤労観・職業観の育成を図る。

5 体育・健康に関する指導の充実

小・中学校で身に付けたことを基礎として、より高い運動技能等が身に付く授業の充実や、ねらいを明確にした取組を通して、体力の向上を図るとともに健康の保持増進のための実践力を育成する。

【本年度の重点】

- ① 新学習指導要領の円滑な実施に向け、学校や生徒の実態を踏まえた各種全体計画、シラバス等を作成し、その活用を図る。
- ② 言語活動の充実や双方向の授業など、学校あげての授業改善に組織的に取り組み、生徒の進路実現を図る。

4 特別支援学校教育指導の重点

新学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、幼児児童生徒の障害の状態や学校・地域の実情に応じた教育を推進する。

【新学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善を行うこと
- (2) 障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実すること
- (3) 自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実すること

1 創意工夫ある教育課程の編成と特色ある学校づくりの推進

地域や学校、幼児児童生徒の実態に応じた教育課程を編成し、地域の人々や小学校、中学校、高等学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して特色ある学校づくりを進める。

2 児童生徒一人一人の教育的ニーズへの対応

障害による学習や生活上の困難を改善するため、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」等を活用して、効果的な指導・支援を行う。

3 専門性の向上と授業改善

児童生徒が持てる力を高められるよう、障害特性の専門的な理解を深め、教材教具の工夫と開発、指導方法の改善に努める。

4 職業教育の充実

障害のある生徒の自立と社会参加を図るため、外部人材の活用や販売活動の活性化など実践的な職業教育の充実を図る。

5 センター的機能の充実

特別支援学校のもつ専門性を生かし、発達障害等への対応について、幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校等に対する支援の充実に努める。

【本年度の重点】

- ① 障害特性に配慮した教材・教具を開発・工夫し、教科別指導を充実する。
- ② 生徒の就職力を高めるため、作業学習・販売活動など職業教育について、一層の工夫・改善に努める。
- ③ 交流及び共同学習の活動を工夫し、深化・発展に努める。

5 生徒指導の重点

新学習指導要領及び生徒指導提要の趣旨や内容を十分に踏まえた積極的な生徒指導を推進する。

【新学習指導要領及び生徒指導提要の基本的な考え方】

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことであり、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指している。

そのために、学校では、日頃から学級経営の充実や授業の改善などを行うことにより、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、児童生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう指導することが大切である。

1 学校全体で取り組む生徒指導の推進

指導の方針や基準を明確にし、教職員の共通認識のもと学校の教育活動全体を通じて積極的な生徒指導を展開する。

2 いじめ・不登校・暴力行為などの未然防止と早期発見・早期対応の徹底

いじめ・不登校・暴力行為の減少に向け、未然防止と早期発見・早期対応に努める。特に、いじめ・暴力行為に対しては毅然とした対応とともに、適切かつ迅速な初期対応に努める。

3 ネットトラブルの未然防止に向けた取組の推進

児童生徒に対する情報モラル教育や保護者への啓発の推進、及びネットトラブルに関する教職員の指導力向上のための研修の充実を図る。

4 学校と家庭・地域・関係機関との連携や学校種間の連携強化

生徒指導の方針・基準を家庭・地域に周知理解を求め、児童生徒の健全な発達を促すための連携を強化するとともに、問題行動等への対応については関係機関との連携や学校種間における連携を強化する。

【本年度の重点】

- ① いじめ問題対策チームを機能化させ、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめ対応アドバイザーの活用などにより、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を図る。
- ② 個人カードを活用するなど一人一人の児童生徒理解のもと、小中連携を進め「わかる授業」の実施など創意工夫ある「魅力ある学校づくり」を進め、不登校の未然防止を図る。